

京都永観堂禅林寺文書補遺

―「甫叔上人祠堂之書物」の紹介―

馬 部 隆 弘

はじめに

戦国期における京都周辺の戦乱は、足利將軍家や細川京兆家の当主に主軸を置いて論じられる傾向にあった。そのため、勝者と敗者が次々と入れ替わる混沌とした争いが続いたという理解に留まっており、長期化した要因は不鮮明であった。そこで筆者は、抗争を下支えする京郊の土豪などの諸階層にも目配せしながら、対立関係を構造的に捉えるよう心掛けてきた。¹⁾

土豪関係の史料はまとまって残っていないわけではないので、史料を博搜しながらその検証は現在も続けている。その一環で、伏見の津田家を対象として系譜を復元的に考察した際に、同家出身で永観堂禅林寺（京都市左京区）住持となった智空甫叔について触れたことがある。²⁾ それとは別の機会に、鳥羽の中井家について論じるなかで、名古屋博物館が所蔵する佐藤峻吉氏旧蔵文書を新たに紹介したこともあった。³⁾ その調査の過程で、佐藤峻吉氏旧蔵文書のなかに「甫叔上人祠堂之書物」と題した禅林寺旧蔵文書を偶然にも見出すことができた。⁴⁾ これも何かの縁なので、本稿では当該史料を紹介することとした。

なお、「甫叔上人祠堂之書物」は必ずしも新出というわけではなく、佐藤峻吉氏が所蔵していた段階の昭和三四年（一九五九）に、川勝政太郎氏がその一部を紹介している。⁵⁾ それ以後、昭和五三年には禅林寺文書の目録が作成され、

平成四年（一九九二）には翻刻もなされたが、対象は禅林寺所蔵分に留まっている。⁶⁾ 平成八年には禅林寺を主題とした展示がなされ、平成三〇年には五十嵐隆明氏が禅林寺の歴史を総括的に論じているが、いずれにおいても「甫叔上人祠堂之書物」は用いられていない。⁷⁾ そのため、改めて紹介する価値はあるかと思われる。また、「甫叔上人祠堂之書物」と禅林寺文書を照らし合わせることで、新たな解釈が生まれてくる可能性もあるだろう。

一 「甫叔上人祠堂之書物」の構成

「甫叔上人祠堂之書物」は、一六世紀後半から一七世紀前半にかけての一二三の禅林寺旧蔵文書を貼り継いで卷子装にしたものである。⁸⁾ そのうち、川勝氏が触れるのは四点のみで、翻刻にも若干の誤りがみられる。そこで本稿では、全文翻刻を末尾に付した。ここから引用する際は、それぞれに付した番号を用いることとする。

浄土宗西山派の本山にあたる禅林寺を中興した甫叔は、永祿七年（一五六四）に住持となり、天正一四年（一五八六）六月二日に五八歳で示寂する。⁹⁾ その没直前に、次のような法度を定めたことが知られる。

【史料1】¹⁰⁾

一 禅林寺者都之為学碩之条、西谷一流可為上座事、

一何時茂隱居之長老可為下座也、

一光明寺之事者、然上人遺跡之儀仁候之間、兩寺可為出世次第事、

天正拾四年五月廿二日

禪林寺方丈

甫叔 (花押)

光明寺

宗舜 (花押)

仏陀寺

正因 (花押)

善長寺

利春 (花押)

融雲寺

等以 (花押)

阿弥陀寺

寿仙 (花押)

十念寺

舜鼓 (花押)

常樂寺

恵休 (花押)

「学碩」である禪林寺と「然上人遺跡」である光明寺（京都府長岡京市）の

二本山を柱とした体制で、西山派の安泰を囿ろうとしていたことがわかる。甫

叔が、自らの没した後を案じていた様子は、「甫叔上人祠堂之書物」からも窺

うことができる。【1】～【9】が、【史料1】と前後する五月二〇日付と五月

二三日付の甫叔から禪林寺への寄進状と、寄進物所有の根拠となる手継証文で

構成されているからである。その対応関係を整理すると、【表】のようになる。

端裏書を見ると、甫叔の寄進状である【3】～【6】に対して、もともと【1】

から【4】の番号を与えていたが、のちに朱書にて番号が振り直されているこ

とがわかる。卷子装にされた際には、この朱書の番号に従って並べられてい

る。これらの整理が、いつ頃になされたのかはよくわからないが、宝暦二年

（二七五二）の序文を有する「禪林寺正選歴代記」の甫叔の項に、「天正十四年、

夏命終之前買^テ為^ニ領^ト始終之功^ニ今^{セリ}旧^レ記^ラ」とみえることから、少なくとも

もこのときまでは一連の文書は禪林寺に残っていたはずである。

残る【10】～【13】が、甫叔没後に追加された禪林寺文書となる。これらが、

禪林寺文書のなかからどのような基準で選ばれたのかはわからないが、一貫性

があまりないことから、【1】～【9】に付随して流出したものと考えられる。

ただし、土地の寄進状である【10】や借地証文

の【13】など、いずれも禪林寺の財産に関係する

という大枠では一致しているの、かかる文書群

のなかから抜き出したことは間違いなさそうであ

る。そのほか【12】からは、大工頭の中井正清が、

禪林寺の本尊であるみかえり阿弥陀像（国指定重

要文化財）の常灯料を寄進したことが判明する。

また【11】からは、かくして蓄積された常灯料を

財源として、金融活動をしていたこともわかる。

このようにいずれも興味深い内容だが、以下で

は江戸時代以前の【1】～【9】を対象を絞り、

表に示した四つの寄進状の順に検討することとし

たい。

二 常住寄進分

天正一三年（一五八五）の山城国検地の結果、禪林寺は愛宕郡浄土寺村のう

ちで四三石の朱印地が認められた。¹²⁾

山城国浄土寺内四拾参石事、令寄附之訖、全可有寺納候也、

天正一十三
十一月廿一日（朱印）

永観堂

この直後に前田玄以は、一柳直次に対して検地帳と土地を引き渡すよう命じ

ている。¹⁴⁾ 実際には、そのときの検地帳も残されている。¹⁵⁾ 以後、浄土寺村における

この朱印高は、江戸時代にも引き継がれた。¹⁶⁾ 【3】は、「四十参石 御 朱印之

内」とみえることから、この浄土寺村の知行分と関係するものである。

【表】「甫叔上人祠堂之書物」前半の構成

甫叔の寄進状（端裏書）	甫叔が得手継証文
【3】 常住寄進分	—
【4】 石風呂	【7】 【8】 【9】
【5】 恵雲院分	【1】 【2】
【6】 常住寄進衣類等	—

ところが、検地帳の小字と【3】にみえる地名は一切合致しない。それどころか、【3】にみえる地名は黒谷や若王子など、浄土寺村外のものばかりである。しかも、甫叔が禅林寺に朱印地を寄進するというのも不可解である。さらに、寄進するのは朱印地全体の四三石ではなく、末尾にあるようにそのうち二四石八斗八升のみであった。これらの矛盾を解消しなければ、【3】の内容を正しく理解することは不可能といえよう。

【3】の前半部分を合計した「常住替ノ地分」の一五石七斗六升と「黒谷へ出、風呂田式段分」の二石三斗六升、そして「常住寄進」の二四石八斗八升を合計すると、ちょうど朱印高の四三石になる。「朱印之内」から「常住寄進」される分は、浄土寺村の土地に相違あるまい。それ以外の分は、浄土寺村の土地の「替ノ地」なので村外の地名なのである。

【3】に「常住替ノ地」という私的な側面と、朱印高という公的な側面が交錯していることを踏まえると、次のような経過が想定できる。すなわち、前年の検地における指出にて、甫叔個人が所有する土地を禅林寺の土地と称して報告し、朱印高として認めてもらったのではなからうか。表向きは禅林寺の公的な土地だが、実質は甫叔個人の土地であったため、検地で確定した土地のうち一五石分余を日牌や月牌などの供養料なども交えながら個人の財産と交換したうえで、禅林寺に寄進する形をとったのである。したがって、浄土寺村のうち禅林寺に寄進した分を差し引いた土地からの年貢は、甫叔の個人的な財産として他の誰かが相続したと考えられる。

このように【3】は、表立ってはさも整然とした姿をみせる太閤検地の裏側で、寺院が複雑な対応をしていたことを示す史料といえるだろう。

三 石風呂

常住寄進分と異なり、石風呂寄進状の【4】には、対応する手継証文が【7】

【9】の三点残っている。石風呂に関心を寄せる川勝氏は、「甫叔上人祠堂之書物」のうちこれら四点のみを取り上げている。同じく甫叔が所有する石風呂については、五十嵐氏も次に掲げる禅林寺文書を引用して触れている。

【史料3】⁽¹⁷⁾

四条之坊門祖母柳之町石風呂事、自俵屋当寺祠堂江買得之由聞届候間、如前々無相違可有寺務之状如件、

天正十一

十二月廿三日

玄以(前田)(花押)

永観堂

納所

五十嵐氏は、【史料3】に基づいて、天正十一年(二五八三)に甫叔が石風呂を購入したとする。そして、本能寺の変の翌年という時期であることから、様々な政治的背景を推測している。これらの先行研究に導かれつつ、石風呂関係の史料を概観しておこう。

永禄八年(一五六五)の【7】からは、真性院が中川清定と次郎兵衛の両名に石風呂屋敷を売却したことが判明する。真性院の実態は不詳だが、売り主が「堂頭」を称しているのが禅宗の寺院である。石風呂屋敷の所在は「祖母柳之町」(現在の京都市中京区姥柳町)で、ここを東西に貫く四条坊門小路(現在の蛸薬師通)の南側にあった。この土地の本所は北野社で、毎月の地子銭と巷所分を合わせて五五文を北野社の院家である松梅院に納めることとなっていた。また、祇園会の地ノ口として八〇文の負担もあった。

翌永禄九年の【8】によると、「より康」は「取半分」を「買得」していたことがわかる。この「より康」とは、発給者である次郎兵衛の諱であろう。つまり、永禄八年に次郎兵衛は石風呂屋敷の半分を入手したが、翌年には中川清定に売却してしまった。その結果、石風呂屋敷は中川清定が一括で所有することとなる。

【8】では、新たに「風呂役」が登場していることも注目される。京都での風呂に対する公事は、文明六年（一四七四）に畠山義就が徴収した「風呂銭」を確認できるが、これは臨時的なものであった。⁽¹⁸⁾ところが天文九年（一五四〇）には、幕臣の治部貞兼が「洛中洛外風呂公事役」を「当知行」しているの、恒常的なものとなっている。⁽¹⁹⁾よって、【8】の段階に新規で成立した公事ではなく、単に【7】で書き漏らしただけであろう。

そして、天正三年の【9】にて、石風呂屋敷が中川清定から甫叔の手に渡ったことや、釜の数が四から三に減少していることなどを知ることができる。つまり、【9】の存在によって、天正一一年に甫叔が石風呂を購入したという五十嵐氏の説は成り立たないことになる。【史料3】から読み取るべきは、本能寺の変後の再編期に、豊臣秀吉のもとで京都支配に携わった前田玄以に対し、甫叔が石風呂屋敷の安堵を求めたということであろう。また【史料3】からは、中川清定の屋号が俵屋であることも判明する。

なお、中世の風呂といえは通常は蒸し風呂を意味するが、川勝氏は甫叔が所持する石風呂を石をくりぬいて作った温湯浴槽と想定している。しかし、現在も周防大島に伝わる久賀の石風呂は石と粘土で作られた蒸し風呂で、それと同様の遺構が戦国期の山科本願寺でも出土していることから、⁽²⁰⁾甫叔が所持する石風呂も蒸し風呂とみたほうがよいだろう。その点は、姥柳町からほど近い下京区童侍者町にて、戦国期の寺院に伴う蒸し風呂と考えられる遺構が出土していることから裏付けられよう。⁽²¹⁾

四 惠雲院分

【5】の惠雲院分寄進状では、事細かく使い道も定められている。この【5】には、石風呂屋敷と同じく対応する手継証文の【1】と【2】が残っている。

【1】によると、天正一一年（一五八三）に甫叔は、「惠雲院旧跡開田地」

の下作職を買得している。惠雲院はもともと南禅寺の塔頭であったが、「佳山勝水」の地であったため、足利義政の山荘候補地となり、寛正六年（一四六五）八月には幕臣の結城勘解由左衛門尉が当地を視察している。⁽²²⁾次いで一〇月八日には義政本人も当地を訪れ、「東山御山荘」の造営が決まった。⁽²³⁾それに伴い、惠雲院は相国寺慶雲院の跡に移転させられている。⁽²⁴⁾そして、翌文正元年（一四六六）に義政は、山荘に用いる材木を調達するため、斎藤豊基・松田数秀らを美濃に遣している。⁽²⁵⁾

それ以後の進捗状況はよくわからないが、【1】にて「惠雲院旧跡」の名称で呼ばれていることから、山荘が完成に至ることはなかったと思われる。その原因は、直後の応仁元年（一四六七）に勃発する応仁の乱に求められよう。よく知られるように、義政は乱のちに計画地を変更して新たな東山山荘（慈照寺）の造営を始める。そして、惠雲院自体も延徳元年（一四八九）までに退転している模様なので、⁽²⁶⁾宙に浮いた惠雲院の跡地は相国寺の管理下に置かれたと考えられる。なぜなら、【1】にて「惠雲院旧跡」の本所が相国寺の塔頭となっているからである。

以上の経過を踏まえると、【1】は幻の東山山荘の所在を示す史料ということになる。惠雲院の所在については、川上貢氏が南禅寺の「山内」あるいは「境域内」と指摘しているが詳細ではなかったので、⁽²⁷⁾以下では【1】の四至についてみておきたい。

まず東側は、若王子（熊野若王子神社）の敷となっている。そして南側は、「同川」つまり若王子神社が所在する谷筋から流れ出る若王子川であった。当時の流路は不明だが、明治一九年（一八八六）頃の様子を示す【図】の南禅寺村地籍図によれば、若王子川は冷泉通に沿って西に伸びている。近世の事例ではあるが、「禅林寺正選歴代記」の甫叔の項に「北ノ坊ノ田畑当代ニ寄リ附ス惠雲院ノ廢地」とみえるように、⁽²⁸⁾惠雲院の跡地は南禅寺村のうち小字北之坊（京都市左京区南禅寺北ノ坊町）に該当すると伝わっていた。北之坊の南端が若王



【図】南禅寺村地籍図

京都府立京都学・歴史館蔵官有地籍図055、同館 京の記憶アーカイブから引用。鹿ヶ谷村領を流れる若王子川などを加筆した。

子川なので、惠雲院の跡地も自ずと北之坊の南端ということになる。このような関係から、若王子川の流路はおそらく中世から大きくは変更していないと思われる。

四至のうち北と西については不詳だが、北之坊のうち南側が若王子川に接す

る部分は、東側が鹿ヶ谷村のうち若王子に接しており四至と合致する。よって、鹿ヶ谷通と冷泉通の交差点北東一帯に惠雲院の所在を絞り込むことができる。惠雲院は南禅寺の塔頭なので、南禅寺山内と称しても必ずしも誤りではない。しかし、その所在は南禅寺から北に五〇〇mも離れている。しかも、両者の間

は禅林寺で遮られており、飛び地のような状況にある。「山内」や「境域内」という表現からは、このような立地は想定することができまい。

以上のように所在を特定することとで、東山山荘について次の三点が新たに指摘しうる。

まず一つは、義政による惠雲院視察の際の行動についてである。このとき義政は、惠雲院に赴いた直後に若王子にて宴を催した。それと同じ頃に、相国寺雲頂院の万里集九が「会南禅之惠雲、看若王子之花」と記すように、惠雲院に集い若王子を観覧するのは定番のコースとなっていたため、惠雲院が東山山荘の候補となったようである。また、視察当日の義政は、隣地で少し高台の若王子から惠雲院を眺めることも目的としていた可能性がある。

二つめに、恵雲院が山荘の地に選ばれた理由をより明確化できることである。庭園へ引水する水流があったことがその理由ということはすでに知られるもの⁽³⁰⁾、その水流を若王子川に特定できる。

そして三つめは、山荘の計画が二度にわたったように、義政が東山裾野への山荘造営に相当のこだわりを持っていたことである。そうでありながらも、初度の計画では足利義満による北山山荘の踏襲を目指していたのに対して、二度目の計画はどちらかというと政治からの逃避であった⁽³¹⁾。その意識の変化は、東山裾野の中央寄りから北端に立地が変化していることから読み取れる。初度の計画地にあたる南禅寺周辺は、応仁元年九月に乱で焼亡した⁽³²⁾。恵雲院の跡地が荒廃したか否かは不明だが、乱に巻き込まれるような場を避けて計画地を変更した可能性もあるだろう。

なお、【2】の禅林院も、南禅寺の塔頭として天文九年（一五四〇）までは存在が確認できる⁽³³⁾。こちらは天正一一年段階にはすでに禅林寺の所有となっており、請地として下作させていたが地子銭を未進したため回収している。土地の所在は不明だが、【1】と日付も発給者も全く一致するので、恵雲院の跡地に隣接するものと思われる。その点は、【3】のなかに禅林院分が含まれないので、【5】の恵雲院分のなかに禅林院分が含まれると想定しうることから裏付けられよう。

禅林寺と南禅寺・若王子は隣接しているうえ、右のように支配関係も錯綜するため、境界争いが頻繁に起こっていた⁽³⁴⁾。その点に、【1】と【2】が【史料3】とも日付が近接することを加味するならば、本能寺の変後の再編期に甫叔は財産の保護を図って、それらの整理をしていたことが読み取れよう。

五 常住寄進衣類等

【6】は衣類や什物の寄進状である。

【史料4】⁽³⁵⁾

着香衣可令参 内給、者依 天氣執達如件、

天正十四年七月十九日

（中御門直亮）
左少弁（花押）

禅林寺俊式上人上房

【6】で譲られた「香之道具衣」は、二ヶ月後にあたる【史料4】の正親町天皇綸旨で、甫叔の座を継承した果空俊式に着用が認められている。

おわりに

「甫叔上人祠堂之書物」が、禅林寺文書を補完する存在であることは明示できたかと思う。それだけでなく、太閤検地の裏側における寺院の動向や京都における石風呂の実態、そして幻の東山山荘の所在など、禅林寺以外の諸側面においても新たな事実が含まれていた。雑駁かつ不十分な紹介に終わったが、本稿が契機となって、「甫叔上人祠堂之書物」に目が向けられるようになれば望外の喜びである。また、本稿でみた諸施設の遺構は未だ確認されていないので、将来の発掘調査にも期待したい。

註

(1) 拙著『戦国期細川権力の研究』（吉川弘文館、二〇一八年）。

(2) 拙稿「伏見の津田家とその一族」（『大阪大谷大学歴史文化研究』第一八号、二〇一八年）。

(3) 拙稿「柳本甚次郎と配下の動向」（『大阪大谷大学歴史文化研究』第一九号、二〇一九年）。

(4) 『名古屋博物館蔵品目録』第三分冊文献編（名古屋博物館、一九九四年）五〇七―三三三号。佐藤峻吉氏については、末柄豊・藤原重雄「名古屋博物館所蔵史料の調査」（『東京大学史料編纂所報』第五一号、二〇一六年）。なお、「甫叔上人祠堂之書物」の見返しに捺された蔵書印の「昏魚庵」という雅号は、佐藤峻吉氏のものである。

- (5) 川勝政太郎「石風呂雑考」〔『史迹と美術』第二九六号、一九五九年〕。
- (6) 『浄土宗西山派三本山誓願寺光明寺禅林寺古文書目録』(京都府教育委員会、一九七八年)。宇高良哲・福田行慈・中野正明編『京都永観堂禅林寺文書』(文化書院、一九九二年)。
- (7) 五十嵐隆明『京都永観堂禅林寺史』(法蔵館、二〇一八年)。「京都・永観堂禅林寺の名宝」(京都・永観堂禅林寺の名宝)展図録作成委員会、一九九六年)。
- (8) 川勝氏は一二通とするが、数え間違いである。
- (9) 『京都永観堂禅林寺文書』一三三号。
- (10) 『京都永観堂禅林寺文書』三三三号。
- (11) 『禅林寺正選歴代記 全』(『西山禅林学報』第一八号、一九八五年)。
- (12) 下村信博「天正一三年山城国検地と検地帳」〔『織豊期研究』第三号、二〇〇一年〕。
- (13) 『京都永観堂禅林寺文書』三四号。
- (14) 『京都永観堂禅林寺文書』四五号。
- (15) 『禅林寺文書』(『大日本史料』天正一三年一月二一日条)。
- (16) 『京都永観堂禅林寺文書』五四号・五八号・六四号・一五八号。
- (17) 『京都永観堂禅林寺文書』三二一號。
- (18) 『東寺執行日記』文明六年三月二九日条(『大日本史料』同日条)。
- (19) 『大館常興日記』天文九年七月九日条。
- (20) 柏田有香・馬瀬智光「山科本願寺跡」〔『京都市内遺跡発掘調査報告』平成二四年度、京都市文化市民局、二〇一三年〕。
- (21) 柏田有香『平安京左京五条三坊十町跡・烏丸綾小路遺跡』公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所、二〇一五年。
- (22) 『蔭涼軒日録』寛正六年八月一〇日条。
- (23) 『蔭涼軒日録』寛正六年一〇月八日条・九日条・一六日条。「親元日記」同月八日条(『続史料大成』一一)。
- (24) 『蔭涼軒日録』寛正六年一二月五日条。
- (25) 『斎藤親基日記』文正元年一月二〇日条(『続史料大成』一〇)。
- (26) 『蔭涼軒日録』延徳元年一〇月二〇日条。
- (27) 川上貢「義政の御所」(同『日本中世住宅の研究〔新訂〕』中央公論美術出版、二〇〇二年、初出一九六七年)。
- (28) 前掲註(11)。
- (29) 『梅花無尽蔵』(『続群書類従』第二二輯下、七九一頁)。

- (30) 『蔭涼軒日録』文正元年七月一〇日条。飛田範夫『庭園の中世史』(吉川弘文館、二〇〇六年)。
- (31) 黒川直則「東山山荘の造営とその背景」(日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』創元社、一九七〇年)。
- (32) 『大日本史料』応仁元年九月一八日条。
- (33) 『大館常興日記』天文九年三月二四日条。
- (34) 『御湯殿の上の日記』享禄元年閏九月二八日条や『実隆公記』享禄二年二月三日条、あるいは『南禅寺文書』三二一八号など。
- (35) 『京都永観堂禅林寺文書』三六号。
- 〔附記〕 本稿の執筆にあたって、名古屋博物館の岡村弘子氏、公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所の柏田有香氏、大阪大学竹本晃氏には、大変お世話になりました。末筆ながら、記して謝意を表します。

翻刻

〔表紙題簽〕
「甫叔上人祠堂之書物」

〔見返し印文〕
「昏魚庵藏書」

【1】

〔端裏紙筆〕
一一

〔朱書〕
「一」天正十一年十一月」

永代売渡申惠雲院旧跡開田地之事

下作事

四至ハ東ハ若王子ノ藪ヲカキル

合巻所者 南ハ同川ヲカキル 西ハトイヲカキル

北ハれう徳寺ノハ、ヲカキル也

右件之惠雲院分旧跡ハ数代雖為請地、依有要用、現米拾八石ニ永代禪林寺小方丈納所方へ売渡申所実正也、但本役方相国寺雲頂院江式石八斗五升・ヨシ八東納申也、此外無諸公事、若於此旧跡違乱煩出来候者、売主・請人罷出其明可申者也、仍下作売券証文如件、

天正拾壹癸未年霜月廿四日

請人田中
宰相 (花押)
五郎 (花押)
友浄 (花押)

【2】

〔端裏紙筆〕
一一

〔朱書〕
「二」天正十一年十一月」

禪林院旧跡預り申藪畠之下作請地之事

合藪巻所并畠巻所

右件之藪畠之事者、先師代々雖為請地、年々地子未進五石之分依有之、永代返上申所実正也、仍上状証文如件、

天正拾壹癸未年霜月廿四日

請人田中
宰相 (花押)
五郎 (花押)
友浄 (花押)

【3】

〔端裏紙筆〕
一一

常住寄進分

黒谷へ
壺石五斗 天正十四年五月」
昔ヨリ川ムカイ

同 六斗 同大田

同 七斗六升 同 鉢田

同 壺石式斗 池ノ内 風呂田ノワキ

以上四石六升 黒谷へ出

壺石參斗 禪昭院本役七斗

壺石式斗 若王子前本役三斗

壺石式斗 中嶋

壺石 永信弔料二買付

壺石 ウラヤ 宗喜田地売替ル

式石四斗 日牌式本

參石六斗 月牌卅本ニテ買付

以上拾壺石七斗

兩以上

拾五石七斗六升 常住替ノ地分

式石三斗六升 黒谷へ出、於風呂田式段分

四十參石 御 朱印之内

〔端裏紙筆〕
〔花押〕

式拾四石八斗八升 常住寄進

天正拾四年五月廿日

甫叔（花押）

【4】

〔二〕^{〔編纂異筆〕}石風呂

〔四〕^{〔朱書〕} 天正十四年五月

祖母柳之町石風呂寄進申候、是者一円仁毎年興隆方へ申定候、但難去寺之用二候者、別仁被遣候共不及是非候、

天正拾四年五月廿三日

甫叔（花押）

【5】

〔三〕^{〔編纂異筆〕} 惠雲院分

〔五〕^{〔朱書〕} 天正十四年五月

惠雲院分寄進申候、

七石 此内式石、毎年寿慶へ可被渡候、一世之間之事也、

一石者掃除祠堂へ

一石者施餓鬼

一石者山口殿へ年々礼

三斗日起付納者桂薫

三斗使宗賢

相残分小方丈住持私之使

天正拾四年五月廿三日

甫叔（花押）

【6】

〔四〕^{〔編纂異筆〕} 常住寄進衣類等

〔六〕^{〔朱書〕} 天正十四年五月

寄進状之事

一香之道具衣

一桃花色之九条

一座具

一墨絵屏風一双

一荷輿二ヶ

以上五色

天正拾四年五月廿三日

甫叔（花押）

【7】

〔一〕^{〔編纂異筆〕} 永祿八年三月石風呂之書付

永代壳渡申石風呂同屋敷之事

壹所者四条坊門祖母柳之町南類也、并釜大小四ツ在之、

右件石風呂屋敷者、雖為買得、依有要用、直錢拾貫文〔讀尾〕二中川五郎左衛門殿并次

郎兵衛殿御兩所へ壳渡申処実正也、地子錢者北野松梅院へ毎月二卅文宛出申候、

又巷所分廿五文宛出申候、祇園会之地口八十文出申候、此外ハ無諸公事、本券

者紛失候間不及相副候、仍為後日状如件、

真性院

永祿八乙丑年三月廿一日

堂頭（花押）

【8】

〔一〕^{〔編纂異筆〕} 永祿九年十二月石風呂ノ書付

永代壳渡申石風呂同屋敷之事

在所ハ四条坊門祖母柳之町南類なり、并釜大小四ツ在之、

右件之石風呂屋敷ハ、依有要用、直錢拾貫文〔讀尾〕二中川五郎左衛門尉殿壳渡申処実

正也、地子錢北野松梅院へ毎月晦日卅文、又巷所分廿五文毎月出申候、祇園会

之地ノ口八十文出申候、又風呂役二文毎月二出申候、此外者諸公事物一粒一錢無之候、より康者取半分買得仕候、其時之支証引失申候間、已後出申候共、法（返）古たるへく候、今より已後ハ石風呂丸ニ御進退之儀候間、不可有別儀候、仍為後日売券状如件、

永祿九年十二月廿五日

うりぬし

二郎兵衛（略押）

同子

与七（花押）

【9】

（繪裏異筆）

一【九】

（朱書）

天正三年十月石風呂之書付甫叔代」

永代売渡申風呂同屋敷之事

在所者四条坊門祖母柳之町南頬也、釜大小三、諸役錢之事本券二書也

永觀堂司堂方

右件之風呂屋敷者、依有要用銀子五枚ニ永代甫叔様へ売渡申物也、則本券二通相副進之候、仍状如件、

天正參年拾月三日

中川
五郎左衛門

清定（花押）

【10】

（繪裏異筆）

一【一〇】

（朱書）

天正十七年十一月田地寄進状」

岡崎之内被成御寄進候田地之事

合參段壹畝廿三分（參） 雖上田候、下田之分相究、參石六斗可致高納候、

自今以後少も無沙汰申間敷候、我等も当寺之組方脈之儀ニ候間、永々御馳走可申候、於此田地違乱申者出来候者、追而可申分候、心底ニ如在申候者、今生ニテハ神罰・天罰、後生ニテハ阿鼻無間ニ可墜候者也、仍状如件、

天正拾七年十一月吉日

林忠右衛門尉

良信（花押）

永觀堂御納所

參

【11】

（繪裏異筆）

「年四月常燈料預り状」

（正保二）

預り申状之事

銀子

一合三百目者 丁銀也

右之銀三百目者東山禪林寺見婦御本尊定灯料也、右銀借用申事実正也、何時成共御用次第返并可申候、為其後日之状如件、

正保二年

卯月日

町頭

借主浄久
茶碗屋

同

庄兵衛

舍弟

東山

禪林寺方丈様

同御役者中

右銀子三百目借用申事実正明白也、則百目ニ付壹ヶ月ニ八分宛、今月ニ二匁四分ツ、加利足元利共ニ何時成御用次第返并可申候、為其後日状如件、

正保二年

借主浄久

卯月日

町頭茶碗屋

庄兵衛

同舍弟

東山

禪林寺方丈様

同御役者中

【12】

〔端裏美等〕和三年二月常燈ノ書付竜道代〕

当寺本尊御宝前為常灯料、半金壹枚中井大和守内義為二世安穩、寄進之、末代断絶無之様二代々之住持可有相統者也、仍如件、

元和三丁巳曆

禅林寺

二月廿五日

行生 龍道 (花押)

伝礎 (花押)

快雲 (花押)

寿全 (花押)

長因 (花押)

頓與 (花押)

役者 寿慶 (花押)

快南 (花押)

禅林寺常住

納所

参

【13】

〔端裏美等〕寛永十三年三月田地預り状〕

預田地申候状之事

一五条だい処ハ東洞院於東甫ニ当寺祠堂之田地ニ而御座候、善徳寺江預り申屋敷之内入申候、但ミセ十八分在之、年毎年之貢八木六斗三升計り可申候、此田地三年ニ一度ツ、者壹斗増ニ計申定ニ而御座候、若從御公儀寺之地子屋敷於被成御免許者、為替之地右之地分壹町半下ニ高田分と申田地替ニ進上可申候、只此地下作江毎年ニ七斗ツ、ニ当作セ申地也、仍為後日請文一筆如件、

寛永拾参丙子曆

三月十三日

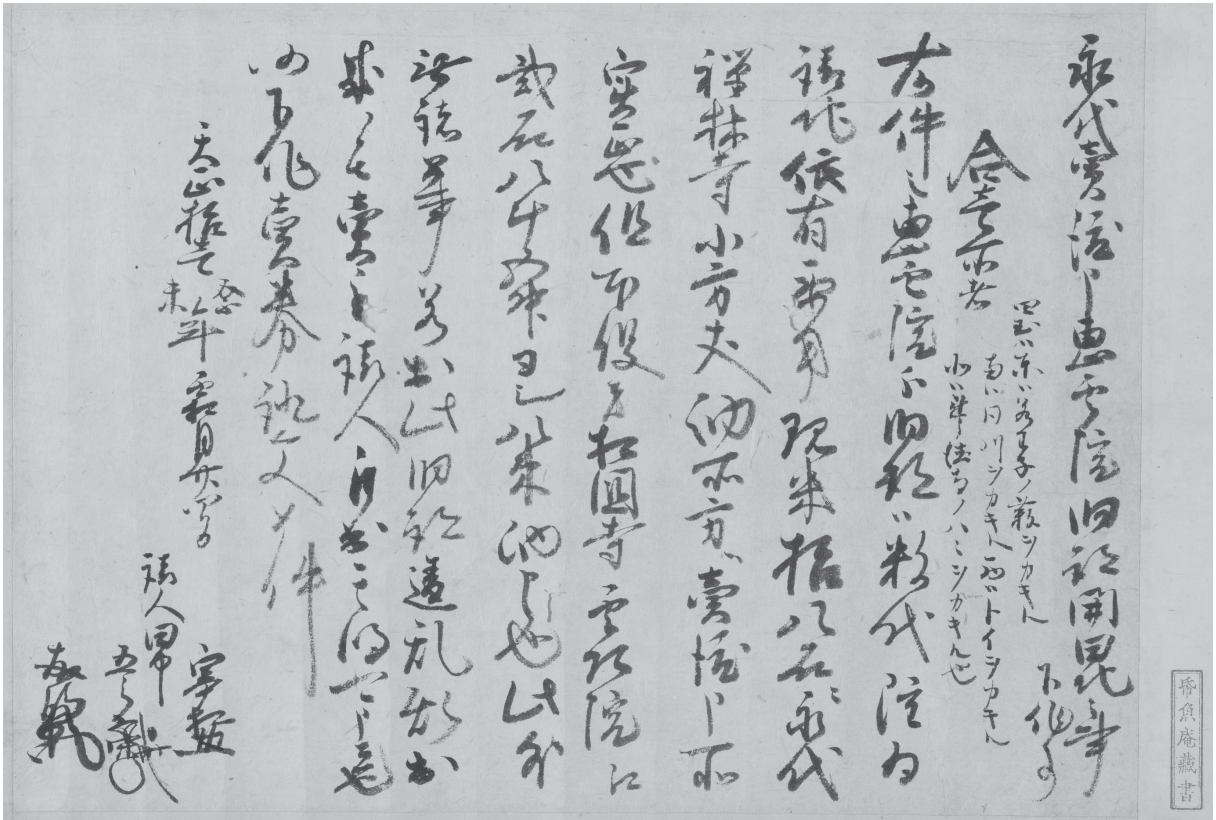
善徳寺

義文 (花押)

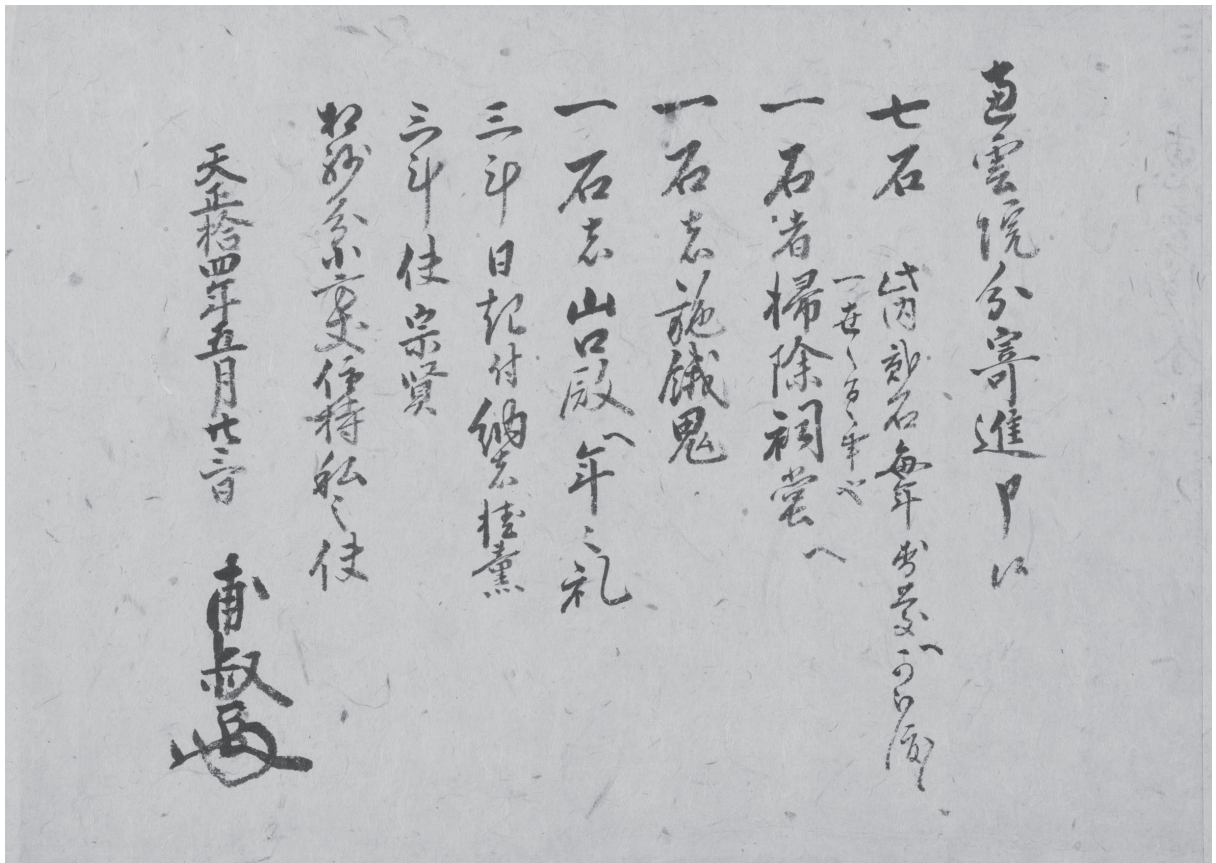
等善寺 加判

伝元 (花押)

宣光 (花押)



【1】永代売渡申恵雲院旧跡開地之事・下作事（名古屋市博物館所蔵）



【5】恵雲院分寄進状（名古屋市博物館所蔵）